

# 西原西地区

令和2年9月

# 区画整理だより

第2号

## 1. 事業概要

施行者	: 西原町
施行面積	: 23.7ha (237,238.73㎡)
施行期間	: 平成18年度～令和3年度まで(予定)。今後も、施行期間の変更あり得ます。
総事業費	: 約116.4億円 (基本事業費 : 85億6千50万円)
減歩率	: 31.69% (公共25.23%、保留地6.46%)
権利者数	: 188人 筆数: 361筆
都市計画決定	: 平成18年5月12日 (面積: 23.7ha)
事業認可	: 平成19年9月20日

## 2. 土地区画整理事業の流れ

1～6までがこれまでにこなしてきた業務



平成28年1月撮影

## 3. 地区内の建築行為等について許可が必要です。

土地区画整理法第76条(建築行為の制限)の規程により、建築物その他工作物、新築、改築若しくは増築、土地形質の変更等を行なう場合には、許可を得る必要があります。詳しい事は、担当課窓口にご相談下さい。

## 4. 不動産(土地)等の売買について

土地の所有権異動(相続・贈与)、分筆・合筆等をなされる場合は、仮換地に内容変更が生じる場合がございますので、事前に担当課窓口にご相談下さい。

## 5. 各種証明書の発行について

仮換地指定されたことにより、土地の売買、金融機関からの借入、建物等の新築計画、その他土地を証明するものとして、証明書が必要になる場合があります。また、地権者の代理で申請する場合には委任状が必要になります。詳しい事について担当課窓口にお問合せ下さい。  
※手数料1通につき300円いただきます。

## 6. 固定資産税減免について

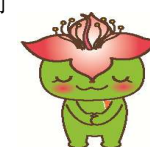
西原西地区土地区画整理事業区域内の土地は減歩された面積で課税されています。

### 【お知らせ】

前年度から引き続き事業計画(期間等)変更の作業を行なっているところです。尚、変更後の事業施行期間等が決まった時には、改めてお知らせします。事業施行計画変更の決まる予定年月は令和3年3月を予定しています。

## 西原町役場 都市整備課

【お願い】  
共有地の場合は、所有者(同一住所)1名宛で送付させて頂いておりますので、他の方にも周知して頂きますようお願いいたします。



〒903-0220 西原町字与那城140番地1  
TEL 098-945-5041  
FAX 098-945-4580

E-mail toshiseibi@town.nishihara.okinawa.jp  
ホームページ http://www.town.nishihara.okinawa.jp/  
(各種申請書等のダウンロードができます)



那覇広域都市計画事業 西原西地区土地区画整理事業

計 画 図

浦添市側から東側方向整備状況



前田マンション側から西側方向整備状況



事業費ベース R2年3月末現在

全体進捗率 約50%  
 補償進捗率 約50%  
 工事進捗率 約27%

令和2年度工事予定箇所

令和元年度工事箇所

令和2年度工事予定箇所

マックスバリュ坂田店(北側)整備状況

凡 例	
	施行地区界
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	公園・緑地
	水

X=26400 +  
 Y=24400 +

Y=25200 +  
 X=27000 +

現県道38号線

坂田交差点

令和2年度工事予定箇所

マックスバリュ坂田店